



牛津高等学校 パラアスリート学校訪問事業

柳本あまね選手



生徒から質問中...

生徒作のウェルカムボードでお出迎え

座ったままのシュート練習



生徒たちと鬼ごっこ
 鬼役：柳本選手

7月に牛津高校で行われた「パラアスリート学校訪問事業」の様子。東京2020パラリンピック日本代表の柳本選手(あいおいニッセイ同和損害保険所属)の講演や車いすバスケットボール体験は、日ごろの学習だけでは得られない大きな感動があり、2年後に開催されるSAGA2024国スポ・全障スポへの興味関心も高まりました。



ようこそ！ 公立学校共済組合へ



も	特定保健指導のご案内	2	育児休業手当金と介護休業手当金の給付上限相当額	9
く	特定健診の受診期限について、特定健診・特定保健指導のよくあるご質問	3	変更について	9
じ	健康通知表「QUPIO Plus」、専門検診の受診期限について	4	被扶養者の現況確認(検認)について	10
	今年度メンタルヘルス講習会(セルフケア)の様子	4	短期給付掛金率と標準報酬等級表について	11
	公立学校共済組合健康相談事業のご紹介	5	育児休業中の掛金免除の要件変更について	12
	「ねんきん定期便」について	6	アイリスプラン募集のご案内	13
	年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書について	7	団信制度の途中加入募集のご案内	14
	限度額適用認定申請書の記入について	8	「ウォーキンググランプリ」開催について	14
	第三者の加害行為によるけがについて	9	「グランデはがくれ」からのお知らせ	15~16

令和4年度 特定保健指導のご案内

無料

で受けられます

共済組合では法令に基づき、今年度の健診結果から生活習慣病を発症するリスクがあると判断された対象者の方へ特定保健指導を実施しています。対象者へのご案内は健診の受診時期により順次行います。

NEW

今年度より実施機関が事前にウェブアンケートで選べます!!

昨年度までは、文書による特定保健指導のご案内があった後、実施機関や実施方法について希望があれば対象者本人よりお電話にてご連絡をいただいておりますが、今年度の特定保健指導対象者からはご案内の文書内に記載している二次元コードからウェブアンケートにアクセスしていただき、実施機関や実施方法をご選択いただくことが可能になりました。



ウェブアンケートでは以下の項目について選択・回答が可能となる予定です。

- 実施方法と実施機関：SOMPOヘルスサポート株式会社（訪問または遠隔面談）・RIZAP株式会社（遠隔面談のみ）・特定保健指導実施医療機関（医療機関へ受診）
- 特定保健指導のご案内にあたっての連絡先（所属・個人の連絡先・メールアドレス※1）
- 特定保健指導利用券の送付先（所属・個人宅）※2

※1 メールでのご連絡は、特定保健指導実施機関としてRIZAP株式会社をご選択いただいた場合のみ実施します。

※2 特定保健指導利用券は医療機関で受ける場合のみ発行しています。

なお、ウェブアンケートには**回答期限**があります。

期限については案内文書に記載しておりますので、必ずご確認ください。期限内に回答がない場合はSOMPOヘルスサポート株式会社より初回面談のご案内をいたします。

※ この内容は今後調整される場合があります。必ず送付される案内文書をご確認ください。

NEW

RIZAP株式会社の特定保健指導が選べるようになりました!!

今年度の特定保健指導の対象者から、RIZAP株式会社が提供する特定保健指導をご選択いただけるようになりました。

希望される場合は上記のとおりウェブアンケートへの回答が必須となります。

また、受け入れ枠は各月上限があり、**原則先着順**となりますのでご希望の場合はお早めにご回答ください。なお、受け入れ上限を超えた場合は、SOMPOヘルスサポート株式会社による保健指導を実施します。

特定健康診査の受診はお済みですか？

今年の7月初旬に「特定健康診査の受診券（セット券）」を今年度末年齢40歳～74歳で、4月1日時点資格を有している被扶養者のいる組合員の所属に対して郵送しました。

なお、受診券の有効期限は**令和4年12月31日**までとなっておりますので、忘れずに受診をお願いします。



お住いの自治体の集団検診も利用できます。市町によっては、がん検診も併せて受診可能です。

特定健診・特定保健指導のよくあるご質問

Q 自己負担はいくらかかりますか？

A 令和4年度は**無料**です。

特定健診・特定保健指導にかかる費用は共済組合が負担します。

特定健診は自費で受けると8千円程度かかります。受診券を使ってお得に健康管理をしましょう！



Q パート先で健康診断・個人で人間ドックを受診した場合も特定健診を受診しなくてはなりませんか？

A 健康診断の受診は年1回で十分ですが、パート先で健康診断や個人で人間ドックを受診された方に対しては、受診券の返却と健診結果の写しのご提出をお願いします。

これは、受診券を利用せずに健康診断を受診した場合、医療保険者に対して健診実施機関から健診データが提供されないため、保険者で特定保健指導の対象者の抽出やマイナポータルへの健診結果の反映が出来なくなってしまうためです。また、健診結果が提供されないと、受診状況が把握出来ないため、後期高齢者支援金※の算定に係る特定健診の受診率に反映させることが出来なくなります。そして、この受診率等が一定割合に満たない場合、保険者に対し後期高齢者支援金が加算され、組合員の掛金の引き上げがなされる可能性があります。

パート先等の健診結果の写しを、使用しなかった受診券と同封の質問票と一緒にご提供いただけましたら、健診結果を支部で入力することでマイナポータルへの登録、実施率への反映が出来ますので、是非ともご提出をお願いします。



健診結果の写しを支部にご提供いただいた方には、
もれなく「めぐりズム ホットアイマスク
(5枚入り)」をプレゼントします！

※後期高齢者支援金とは？：75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支援するため、74歳以下の全員が負担しています。後期高齢者の医療制度の負担割合は、5割が公費（国、都道府県、市町村）4割が後期高齢者支援金（現役世代の保険料から拠出）1割が後期高齢者の保険料となっています。

Q 持病で治療中なのですが、特定健診は受けなくて良いですか？

A 基本的に、病気の治療中の方も特定健診の受診をお願いします。

病気の治療のための検査では、生活習慣病の早期発見には不十分な場合もあり、生活習慣病は自覚症状がないまま進行することからも、生活習慣病の早期発見に特化した特定健診を年に一回受診していただきますようお願いします。

Q 特定健診・特定保健指導は必ず受けなければいけないのですか？

A 医療保険者には実施する義務があり、組合員や被扶養者には受ける権利があります。受診は強制的なものではありませんが、前述したとおり実施率が目標に満たない場合、将来掛金が引き上げられる可能性があります。

生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、早期発見が重要であり、生活習慣の改善が病気の予防・改善に最も効果的とされています。手遅れとなる前に、また年々上昇し続ける医療費の削減のためにも、特定健診・特定保健指導の活用をお願いします。



健康情報冊子「QUPiO Plus」をお送りします！



今年度の定期健康診断や人間ドックを受診された年度末年齢40歳以上の組合員を対象に、お一人お一人の健診結果に合わせた健康情報冊子「QUPiO Plus」をお配りします。

健診結果から疾病の発症リスクや食事・運動などの生活習慣改善のアドバイス、健康に関する情報を分かりやすく記載しています。

期限は
10月末まで!!

専門検診の受診期限にご注意ください！

専門検診（頭部MRI・MRA検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、前立腺がん検診）の受診期限は**令和4年10月31日**までとなっております。

受診期限を過ぎて受診してしまうと、補助が受けられず全額自己負担となってしまいますのでご注意ください。

専門検診のよくあるご質問

Q 受診する医療機関は決まっていますか？

A クーポン券（左図）の裏面に対象となる医療機関が記載されています。そのほかの医療機関では補助はご利用いただけません。

Q クーポン券を使わなかった場合、どうしたら良いですか？

A クーポン券を使用しない場合は各自で破棄をお願いします。ただし、がん検診は早期発見・早期治療が重要であること、また女性検診は2年に1度の検診が推奨されています。定期的な受診を心掛け、各自健康管理に努めてください。

※新武雄病院、公立学校共済組合九州中央病院で人間ドックを受診する際は、前立腺がん検診のクーポン券の提出は不要です。

健康管理・メンタルヘルス講習会(セルフケア)を実施しました！



▲ 8/18実施分アロマクラフト（ロールオンコロソ）

▲ 8/18講習会風景（左：メンタルヘルス講習、右：アロマワークショップ）

今年度より新規事業として始めました「健康管理・メンタルヘルス講習会（セルフケア）」について、7月26日、8月18日分が、皆様のご協力もあり無事に終了いたしました。実施後のアンケートにいただきました参加者様のご感想を一部下記に掲載しています。

ストレスに対するとらえ方は自分を癒す大切な考え方だと思いました。補充・対策・省エネの3つの視点がとても面白く、これだと罪悪感なく取り組めそうです。（一部抜粋）

アロマセラピーは香りによって気分が変わることが不思議でした。自分のお気に入りの香りが作れて大満足です。家族にも癒しとして使っていただけたらと思います。（一部抜粋）



▲ 8/18実施分スライド（一部）

被扶養者も
ご利用いただけます！

公立学校共済組合 健康相談事業のご紹介

公立学校共済組合では、組合員と被扶養者の皆様の心と体のさまざまなご相談に対応するため、電話や面談等による相談事業を実施しています。プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

お電話・面談によるご相談

※ 各相談の専門ダイヤルへお電話し、公立学校共済組合の組合員またはその被扶養者であることを告げてご相談ください。

通話料無料
携帯電話OK！

○ 教職員電話健康相談 24

利用時間 1回20分程度

24時間 やさしく
☎ 0120-24-8349

健康に関する以下のご相談に、専門家（医師、保健師、看護師、管理栄養士、カウンセラー等）が24時間年中無休で応じます。なお、専門医による相談は予約制となります。

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ① 健康づくりに関すること | ⑤ 全身のあらゆる症状とその治療法に関する事 |
| ② 健康管理に関する事 | ⑥ 受診上の疑問に関する事（医師のみ対応） |
| ③ 家庭内での応急手当、看護・介護に関する事 | ⑦ 出産・育児に関する事 |
| （小児救急相談も対応可） | ⑧ その他相談員が適切と判断した相談内容に関する事 |
| ④ 医療機関・福祉施設の紹介 | |

○ 電話・面談メンタルヘルス相談

電話相談利用時間 1回20分程度
面談利用時間 1回50分程度

悩み に向く
☎ 0120-783-269

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

・電話相談

月～土曜日 10:00～22:00（祝日・年末年始を除く）

○ 利用時間：1回20分程度

佐賀県内では2つのカウンセリング機関が利用可能です。

・面談予約

月～土曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く）

○ 利用時間：1回50分程度

○ 面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料

○ 無料で面談によるカウンセリングをご利用いただくには初回申し込みを上記フリーコールで予約する必要があります。

詳細や最新情報については、ホームページをご覧ください



○ 女性医師電話相談

利用時間 1回20分程度

女性医師こ 納得
☎ 0120-215-579

女性
限定

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。（予約制）

月～土曜日 10:00～21:00（祝日・年末年始を除く）

相談内容としては、主に以下の項目となります。

- | | |
|---|----------------|
| ① 婦人科疾患全般、乳腺疾患、大腸・肛門疾患、
性感染症、皮膚病、泌尿器疾患、更年期障害 | ① 女医在籍医療機関の案内 |
| | ② 看護師による一般健康相談 |

○ 介護電話相談

利用時間 1回20分程度

介護 ご納得
☎ 0120-515-579

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えいたします。

月～土曜日 10:00～18:00（祝日・年末年始を除く）

相談内容としては、主に以下の項目となります。

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 介護や介護予防に関する事 | ③ 介護サービス事業者、介護機器・用品等提供事業者等の紹介（月～金10時～16時） |
| ② 公的介護保険や要介護認定申請に関する事 | |

Web上でのご相談

○ Web相談（こころの相談）

ログイン番号 783269 URL <https://www.mh-c.jp/>

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。ご回答に関しては、受付後3営業日以内を目処に個別にご返答します。※通信料は利用者負担です。

その他にも、公立学校共済組合では組合員の皆様にとって有益な情報を提供しています。上記の事業の詳細も記載しておりますので、二次元コードより組合員専用ページをご覧ください。

また、ご利用にあたっては公立学校共済組合ホームページ記載の利用規約をご一読ください。（トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内）



「ねんきん定期便」について

- ・ねんきん定期便は、毎年、誕生月下旬ごろにご自宅へ送付されています。
- ・年金加入期間や年金の見込み額をお知らせしているものです。

【送付時期】

誕生月の年齢	節目年齢の方（封書）		節目年齢以外の方（はがき）	
	59歳	35歳・45歳	50歳以上	50歳未満
表示内容	年金見込額		年金見込額	
	現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものとして算出されます。	作成時までの加入実績に基づいて算出されます。	現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものとして算出されます。	作成時までの加入実績に基づいて算出されます。
	これまでの年金加入期間・履歴		これまでの年金加入期間	
	これまでの保険料（掛金）納付状況		直近13カ月の保険料（掛金）納付状況	

注) すでに老齢厚生（退職共済）年金が決定していて、在職中の方には「ねんきん定期便」は送付されますが、年金見込額は表示されません。



* 「ねんきん定期便」を受取ったら・・・

- ① 年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、その旨「ねんきん定期便」に記載されている照会先へ お問い合わせください。
- ② 記載されている年金加入記録の内容は必ず確認をしてください。

* 「ねんきん定期便」が届かない場合

- ・所属所で管理されている住所がきちんと登録されていないと届かない場合があります。所属所に確認をしてください。（マンション・アパートの部屋番号がないと届かない場合があります。）

* 地共済年金情報Webサイトで確認

- ・閲覧には利用申込みが必要で、申込みすると3～4週間後にユーザーID通知書が送付され、申込み時にご自身で登録したパスワードと通知されたユーザーIDにより、閲覧できるようになります。

利用方法は・・・

公立学校共済組合佐賀支部ホームページからアクセスしてください。

注) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末ではご利用できません。

注) ご利用の際は基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳や「ねんきん定期便」等でご確認ください。



限度額適用認定申請書の記入について

医療費が高額になることが分かっている場合は、入院前に所属所を通じて共済組合に申請をしていただくと「限度額適用認定証」を交付します。

この証を医療機関等の窓口に提示していただくことにより、支払額を高額療養費の自己負担限度額までにとどめることができます。(下記)



所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	多数回該当
ア	83万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000) ×0.01	140,100円
イ	53万円以上～83万円未満	167,400円+ (総医療費-558,000) ×0.01	93,000円
ウ	28万円以上～53万円未満	80,100円+ (総医療費-267,000) ×0.01	44,400円
エ	28万円未満	57,600円	44,400円
オ	低所得者(住民税非課税)	35,400円	24,600円

※ 多数回該当(診療月を含む過去1年以内の高額療養費給付が3回以上ある場合の4回目以降)の場合の自己負担限度額

以下の①～⑤に注意して、申請をお願いします！

- ①標準報酬月額＝基本給(調整額+教職調整額)+実際に支給された諸手当
 - ・給与支給明細書の下記〔標準報酬〕適用部分の等級の金額になる
 - ・標準報酬月額の所得区分(ア・イ・ウ・エ・オ)は上記のとおりです
- ②入院期間の記載は必須です。必ず期間の記入をしてください。
 - ・申請日より遡っての証明はできませんので、入院日が確認でき次第、早めに申請をしてください。
- ③送付先には「簡易書留」で送付しますので、日中自宅が不在になる方ご注意ください。
- ④証明期間は記入しないでください。
- ⑤必ず、所属長の証明が必要です。

なお、医療機関等に支払が終わっているものについては、認定証の発行はできません。

約3か月後に共済組合から高額療養費が自動給付されますので、最終的な自己負担額は変わりません。

交通事故などでケガをしたときは、共済組合に連絡・提出が必要です

交通事故などの第三者の行為で受傷した場合、組合員証や被扶養者証を使って医療機関で診療を受けることができますが、その場合は共済組合に連絡した上で、事故報告書などを提出していただく必要があります。

本来、第三者の行為で受傷した治療費は、加害者(相手方)が負担すべきものです。組合員証等を使用して診療を受けた場合、総医療費の7割が医療機関から共済組合に請求され、共済組合が一時的に立て替えて医療機関に支払うこととなります。

提出していただく書類は、後日、共済組合から加害者(加害者が加入している保険会社)へ医療費の請求をする際に必要となります。



交通事故による治療費の支払方法



令和4年8月1日から 育児休業手当金と介護休業手当金の給付上限相当額が変更になりました

令和4年8月3日付け、事務連絡でお知らせをしておりますが、給付上限相当額が、次のとおり変更されました。

○育児休業手当金

【育児休業開始から180日目まで（土日を含む）＝給付率67% 適用の場合】

給付上限相当額・・・13,878円

【育児休業開始から181日目以降（土日を含む）＝給付率50% 適用の場合】

給付上減相当額・・・10,356円

○介護休業手当金

【給付率67% 適用の場合】

給付上限相当額・・・15,266円



被扶養者の現況確認（検認）を実施します

毎年11月に、被扶養者の現況確認（検認）を行っています。

今年度も実施しますので、関係書類の提出等について組合員の皆様のご協力をお願いします。

対象者

被扶養者を有する組合員

ただし、以下の被扶養者は現況確認の対象外となります。

- ①扶養手当が支給されている「普通認定」の被扶養者で、教職員課で実施された諸手当調査の対象者

※不安定収入の方については給与支払い証明書（諸手当調査時）で3ヶ月基準額を超えていないか、確認して下さい。

- ②令和4年4月1日以降、新たに被扶養者の認定を受けた者

※令和4年4月に他共済から転入された組合員の特別認定被扶養者は検認対象者となります。また令和4年3月31日定年退職から再任用フルタイムになられた組合員で、定年退職時に特別認定の被扶養者でそのまま特別認定の被扶養者も検認対象者になります。

注意

令和4年10月より「健康保険法」の適用拡大により、短時間労働者の方で健康保険の適用対象になる方がいます。対象になる方は下記の方です。

事業所の規模（101人以上の企業）

- ①週労働時間20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上
- ③勤務期間2か月超

※但し、学生は適用除外

※健康保険法の適用拡大に伴い、被扶養者でなくなる場合は、取消の申告が必要です。被扶養者の資格喪失後は早めの手続きと被扶養者証の返還をお願いします。

※適用拡大等に伴い、下記のように変更になりました。

	短期給付 (健康保険)	長期給付 (年金)
臨時的任用職員	変更なし	公立学校 共済組合 → 厚生年金 (日本年金機構)
再任用短時間勤務職員 会計年度任用職員 (パートタイム) など	協会けんぽ → 公立学校 共済組合	変更なし
その他職員 (社会保険の適用外)	変更なし	変更なし

令和4年10月から「短期給付掛金率」が上がります

(千分率)

区分		短期		介護 ※1	厚生年金保険料 ※2	退職等年金
		令和4年4月 ～9月	令和4年10月 ～令和5年3月			
一般組合員	標準報酬月額	43.51	48.01	8.82	91.5	7.5
	標準期末手当等					
短期組合員 ※3	標準報酬月額	—	48.01	8.82	—	—
	標準期末手当等					

※1 40歳以上65歳未満の方から徴収します。

※2 70歳未満の方から徴収します。

※3 令和4年10月から短期・福祉事業のみ適用となる組合員のことです。



令和4年10月から「標準報酬等級表」が変わります

令和4年10月から標準報酬等級表が変わります。

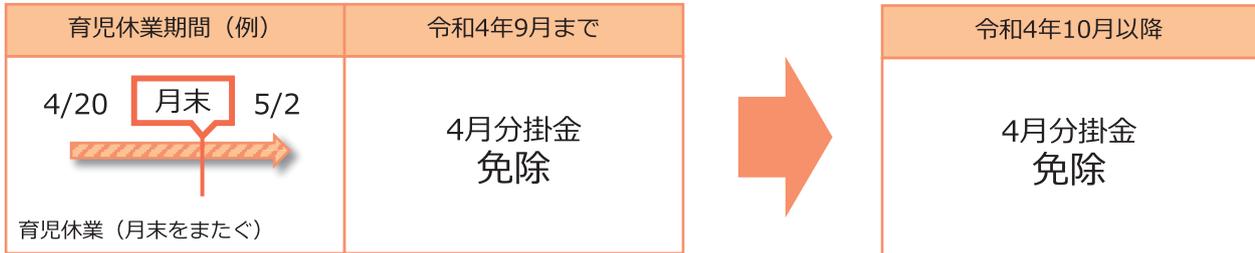
短期標準報酬等級の下限は58,000円【第1級】(9月までの下限は98,000円)となり、厚生年金・退職等年金標準報酬等級の下限は88,000円【第1級】(9月までの下限は98,000円)になります。

等級			報酬月額		標準報酬の月額
短期給付等	退職等年金給付	厚生年金保険			
第1級	-	-		63,000円未満	58,000円
第2級	-	-	63,000円以上	73,000円未満	68,000円
第3級	-	-	73,000円以上	83,000円未満	78,000円
第4級	第1級	第1級	83,000円以上	93,000円未満	88,000円
第5級	第2級	第2級	93,000円以上	101,000円未満	98,000円
第6級	第3級	第3級	101,000円以上	107,000円未満	104,000円
第7級	第4級	第4級	107,000円以上	114,000円未満	110,000円
第8級	第5級	第5級	114,000円以上	122,000円未満	118,000円
第9級	第6級	第6級	122,000円以上	130,000円未満	126,000円
第10級	第7級	第7級	130,000円以上	138,000円未満	134,000円

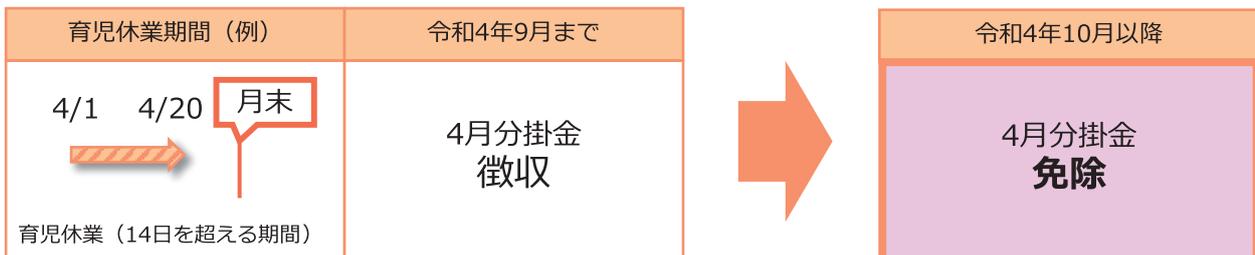
令和4年10月から育児休業中の掛金免除の要件が変わります

【例月掛金の場合】

- 例月掛金について、月末時点で育児休業を取得している場合、免除の対象になります。

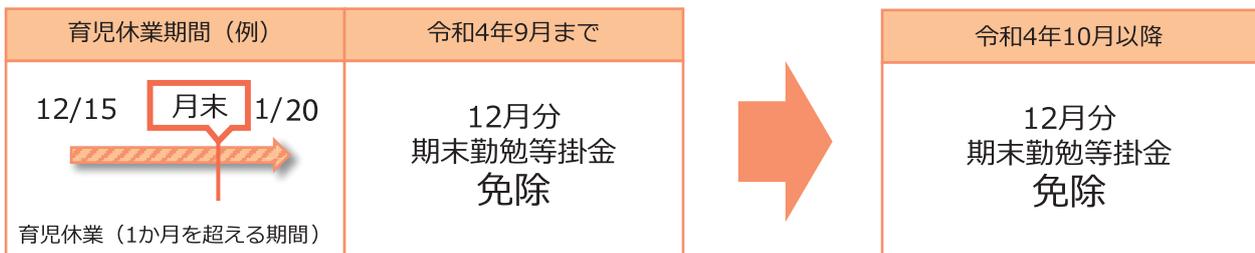
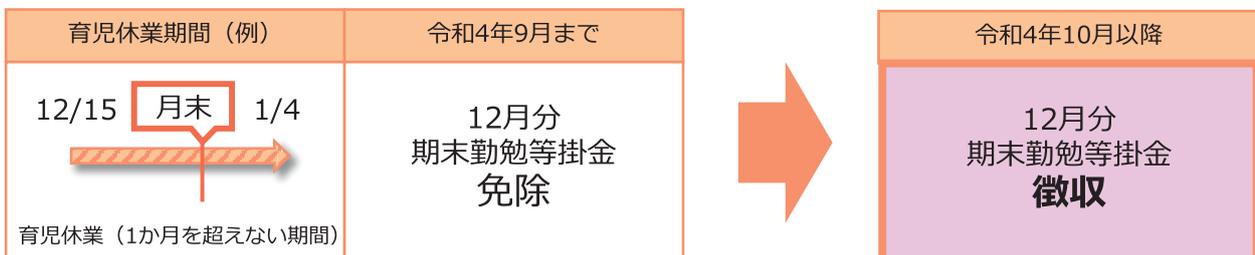


- 例月掛金について、同一月内に育児休業の開始日と終了日があり、その月内に14日以上の期間の育児休業を取得する場合も免除の対象となります。



【期末勤勉等掛金の場合】

- 期末勤勉等の掛金について、月末時点で育児休業を取得している場合でも、1か月を超える期間の育児休業でないと、免除の対象になりません。



ご不明な点がございましたら、共済組合佐賀支部までお問合せください。



国・公・私立学校教職員のための

アイリスプラン

アイリスプランは、
国・公・私立学校教職員
のための経済生活支援事
業です。



年金コース

内容が見てすぐ分かる
動画があります！！

(財団のホームページからも
ご覧頂けます)



在職中から積立てを開始して、将来の公的年金を補完するための年金制度です。

- Point ① 毎月**2,000円(2口)**から積立を手軽に始められ、
毎年1回、**口数を自由に変更**できます。
- Point ② 予定利率は**年1.25%**(令和4年4月1日現在)です。
※予定利率は今後変更となる可能性があります。
- Point ③ 「**個年型**」(**個人年金保険料控除**の対象) }
「**一般型**」(**一般生命保険料控除**の対象) } があり、両方加入も可能です。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる可能性があります。

動画でも説明しています



医療・日常事故コース

病気・ケガによる入院等に対応した「医療入院コース」と、
日常的なケガや交通事故、法律上の賠償責任も補償する「日常事故補償コース」の
2つからなる制度です。

- Point ① 医療入院コースは、**日帰り入院**から保障。
満90歳まで契約更新できます。
- Point ② 日常事故補償コースは、**個人賠償※を最高1億円まで補償!**
※自動車事故および職務遂行に起因する損害賠償は対象となりません。
- Point ③ どちらのコースも、**退職後でもご利用**いただけます。

「自転車保険」としても
ご利用いただけます

募集期間(資料請求受付期間)は、例年9月中旬～10月下旬にかけてです。
詳細は9月中旬に職場で配布されるリーフレットをご覧ください。

事業主団体：一般財団法人 教職員生涯福祉財団
制度内容等詳細についてはパンフレットをご確認ください。

承22-企-02(2204)
MY-A-21-LF-008373

募集期間
令和4年10月～11月

団信制度の中途加入募集を行います

年に1度の
チャンスです!!

住宅貸付けなどの返済は、長期間にわたります。返済中に想定されるリスクは、できる限り回避したいものです。「**だんしん**」と「**債務返済支援保険**」は、借受人の方やご家族の返済中の安心をサポートします。

万ーのために

対象貸付けの借受人のうち、すでに**約8割の方が加入**されています。
(令和3年度末時点)

だんしん

とは

団体信用生命保険のことで、借受人の方が、返済中に万ー死亡したり、**所定の障害状態**となったりした場合に、**貸付金残高(債務)相当額が保険金として支払われる**制度です。

債務返済支援保険

とは

借受人の方が、返済中に病気やケガで**長期間就業障害**となった場合、毎月の**返済金相当額(平均返済月額)**が保険金として**3年を限度に支払われる**制度です。

気になる保険料充当金は



(例)

だんしん

貸付金残高
500万円の場合 → 9,600円/年
(800円/月)

*返済による貸付金残高の減少に伴って、保険料充当金は毎年低減します。
*保険料充当金は見直される場合があります。

債務返済

平均返済月額
1万円の場合 → 1,224円/年
(102円/月)

*保険料充当金は見直される場合があります。

お申込方法は

募集期間中に加入を希望される場合は、「**団信制度適用申込書**」に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

お申込方法等の詳細に係るお問い合わせ先：公立学校共済組合佐賀支部 TEL:0952-25-7225

●「債務返済支援保険」は、「だんしん」と同時に申し込む必要があります。

●制度内容等の詳細については、当共済組合ホームページでご覧いただけます。(組合員専用ページのログイン画面へ)

■トップページ⇒組合員専用ページログイン⇒(貸付事業)団信制度のご案内⇒「団信制度適用申込の手引(パンフレット)」はこちら



令和4年度「ウォーキンググランプリ」開催について

今年度も10月1日より、ウォーキンググランプリが始まります！参加される方は、毎日の歩数を忘れずに記録してください。

※歩数の記録には、佐賀県公式ウォーキングアプリ **SAGATOCO** がおすすめです。



【実施内容】

所属単位でチームを作り、10月と11月の2か月間でのチーム1人当たりの1日平均歩数で順位を競います。順位に応じて、「上位チーム賞」及び「飛び賞」を授与します。

【スケジュール】

- ◆10月～11月：歩数計やウォーキングアプリ等を利用し、毎日の歩数を記録する。
- ◆12月 初旬：10月と11月の2か月間での1日当たりの平均歩数を所属の担当者に報告する。
※個人の平均歩数の算出方法→(2か月間の合計歩数÷61日)
- ◆12月 中旬：所属の担当者がチーム1人当たりの1日平均歩数を教育情報システムで報告する。
※チームでの1日平均歩数の算出方法→(チーム全員の1日平均歩数の合計÷チーム人数)
- ◆1月 下旬：順位の決定、該当所属へ賞品が届く。

ウォーキンググランプリは厚生労働省が推奨する個人の健康増進を図るためのインセンティブ(動機付け)事業の1つです。
1日1万歩を目安にウォーキングを継続して行うことで、様々な健康増進効果があることが報告されています。



修学旅行の代替行事や学外授業などに、テーブルマナー講座はいかがですか？



※写真はイメージです。

テーブルマナー
講師が
お食事の合間に
レッスン

ホテルで学ぶ、大人のたしなみ

講話料 **無料**

テーブルマナープラン

ご利用期間 ~2023年9月29日(金)まで

ご利用日時 月曜日~金曜日(土・日・祝日を除く)
(11:00~17:00のうち2時間)

テーブルマナーとは ...

周りの方々に迷惑や不快感を与えることなく、お互いに楽しくお食事をお召し上がりいただくための、基本的なルールでございます。一度覚えると簡単なことですのでぜひご利用くださいませ。

◎小・中・高校の学外授業に

◎主婦・社会人の教養講座に

◎企業の社員研修の一環に



予約課マネージャー
秀島 千鶴

- ・国家技能検定
1級レストランサービス技能士
- ・HRSテーブルマナー認定講師
(西洋料理)
- ・国家技能検定
レストランサービス職種
指定試験機関検定委員



予約課主任
森 和俊

- ・国家技能検定
1級レストラン
サービス技能士



予約課
津山 由紀

- ・国家技能検定
1級レストラン
サービス技能士



フロント課
小宮 幸治

- ・国家技能検定
1級レストラン
サービス技能士

洋食・コース料理

※15名様より承ります。

お一人様 **4,500円**~ (サービス料
・消費税込)

和食・会席料理

※15名様より承ります。

お一人様 **5,000円**~ (サービス料
・消費税込)

※料理の内容は季節によって異なります。
※アレルギーをお持ちの方は事前にご相談ください。

※その他、ご予算に合わせて承りますので、お気軽にお問い合わせくださいませ。

ホームページはこちらから!

グランドはがくれ 検索



Instagramで最新の情報をチェック!!



HOTEL
グランドはがくれ
Grande Hagakure

■ご予約・お問い合わせ

TEL0952-25-2212

www.grande-hagakure.com

info@grande-hagakure.com

〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号



令和五年 新春

おせち



一年間のご愛顧に
感謝の気持ちを込めて
お届けいたします。
新年の節目は
ご家族の笑顔と共に、
グランデはがくれの
おせち料理でお迎えください。

特選おせち

きらめき

煌

和洋三段重

限定200個

※写真と内容は若干異なる場合がございます。

SAGAおいし〜と食事券 2022
〜やっぱり佐賀が好き〜
ご利用いただけます!! (※1)

(※1)「SAGAおいし〜と食事券」はグランデはがくれの、レストラン・ご宴会・デリバリー&テイクアウト料理・おせち料理でご利用いただけます。法事や結婚式などセレモニーに伴う利用は対象外です。有効期限：2023年1月末日迄

ご予約承り期間 令和4年
11月30日(水)まで

※数量限定のため、完売次第で予約の受付を終了させていただきますので、ご予約はお早めをお願いいたします。

商品のお届け日 令和4年
12月31日(土)

特別価格 25,000円 (税込)

※お重サイズ(八寸 特大重)
約24cm×24cm×5cm×3段

無料宅配承ります 佐賀県内及び近郊に限ります。
※詳しくはお問い合わせください。

佐賀支部組合員様は、おせち補助(3,000円)があります。(※ご予約の際に所属所名と組合員番号をお伝えください。)

ご法宴のご案内

■ 思い出のひとつ、大切なお席に、まごころ込めたおもてなし...

返礼品の御手配も承ります。
詳しくはお問い合わせ下さい。

※料理の内容は季節によって異なります。



法要特別会席 牡丹 ぼたん
お一人様 7,700円(税込)



法要会席 蓮華 れんげ
お一人様 5,500円(税込)

仕出し御膳(配達&テイクアウト)
もご予算に合わせて承ります。



※写真はイメージです。

配達には10個から承ります。
配達可能地域は、佐賀市中心部より片道
1時間以内を目安とさせていただきます。
※テイクアウトは10個未満でも承ります。

ご予約は3日前まで
をお願いいたします。

佐賀支部組合員様のご親族(故人)の法事の場合、利用額の半額〜上限5万円の補助があります。 ※詳細は前号の5ページをご覧ください。



HOTEL
グランデはがくれ

ご予約・お問い合わせは
TEL 0952-25-2212



ホームページはこちらから!
おせちのネット予約も承ります!
グランデはがくれ 検索